

令和3年経済センサス - 活動調査

用語の解説（サービス関連産業）

1. 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 従業者

調査日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含まれない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう（定年まで雇用される場合を含む。）。

カ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4. 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

5. 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として2020年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

6. 経営組織

ア 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(7) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

次の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社

をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

(イ) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(ウ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

イ 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

7. 単独・本所・支所の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をいう。

イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

8. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

9. 売上（収入）金額

原則として2020年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、会社以外の法人の場合は経常収益としている。

10. 収入を得た相手先別収入額

売上（収入）金額について、収入を得た相手先別に区分したものである。

ア 個人（一般消費者）

一般消費者から得た収入をいう。

イ 個人以外

民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入をいう。
自社名義で取引を行った国際取引による収入及び本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入を含む。

11. 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数、受講生数

以下の各サービス業における2020年1月1日から2020年12月31日までの1年間の取扱件数、入場者数、利用者数、又は2020年12月31日現在の受講生数である。なお、同一人物が複数回利用・入場した場合は、それぞれを1人とするため、延べ人数となる。

ア 「冠婚葬祭業」の結婚式・披露宴及び葬儀の年間取扱件数

年間の結婚式・披露宴、葬儀取扱件数である。

イ 「映画館」の年間入場者数

有料入場者数で、試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行（イベント等）の入場者数は含まない。

ウ 「興行場（別掲を除く）、興行団」の年間入場者数

主催した興行の有料入場者数で、無料の入場者数及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含まない。

エ 「スポーツ施設提供業」の年間施設利用者数

有料利用者数で、団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数となる。

オ 「学習塾」の受講生数（在籍者数）

2020年12月31日現在で、在籍（入会）している受講生数で、冬期特別コースのみを受講している受講生も含める。

カ 「教養・技能教授業」の受講生数（会員数）

2020年12月31日現在で、会員となっている受講生である。

12. 特定のサービス業における專業率

事業所の産業分類に対応した事業の収入金額の合計が、事業所全体の売上（収入）金額に占める割合であり、産業分類毎に次の算式で算出したものをいう。

産業分類	サービス収入の内訳
796 冠婚葬祭業	「15-24 葬儀サービス」、「15-23 結婚式サービス」及び「15-25 その他の冠婚葬祭サービス」
79A 葬儀業	「15-24 葬儀サービス」
79B 結婚式場業	「15-23 結婚式サービス」
79C 冠婚葬祭互助会	「15-25 その他の冠婚葬祭サービス」
801 映画館	「15-36 映画館上映サービス」
802 興行場（別掲を除く）、 興行団	「15-37～15-39 興行サービス」、「15-40 スポーツ興行の放送権の使用許諾サービス」、「15-41 芸能人の育成・マネジメントサービス」、「15-42 劇場賃貸サービス」
804 スポーツ施設提供業	「15-45 野球場利用サービス」、「15-46 サッカー場利用サービス」、「15-47 ゴルフ場利用サービス」、「15-48 フィットネスクラブ利用サービス」、「15-49 ボウリング場利用サービス」及び「15-50 その他のスポーツ施設利用サービス」
823 学習塾	「16-12 学習塾・予備校サービス」、「16-15 資格・能力評価試験サービス（入学検定等サービスを除く）」及び「16-16 試験・検定等実施受託サービス」
824 教養・技能教授業	「16-13 職業技能教授サービス」、「16-18 音楽・ダンス教授サービス」、「16-19 スポーツ・健康教授サービス」、「16-20 語学教授サービス」、「16-21 美術・工芸等教授サービス」及び「16-22 その他の教育・学習支援サービス」